

京都市いきいき市民活動センター指定管理者選定委員会議事録

1 日 時 平成 22 年 11 月 5 日（金） 午後 3 時～午後 4 時 45 分

2 場 所 京都市消防庁舎 7 階作戦室

3 委 員

大西啓子（市民活動総合センター評価委員会委員，特定非営利活動法人きょうとグリーンファンド事務局長）

斎藤真緒（市民活動総合センター評価委員会委員，立命館大学産業社会学部准教授）

滋野浩毅（市民活動総合センター評価委員会委員，成美大学経営情報学部助教）

住田正則（市民活動総合センター評価委員会委員（市民公募委員））

吉田忠彦（市民活動総合センター評価委員会委員長，近畿大学経営学部教授）

4 事務局

山岸吉和（文化市民局長）（途中退席）

淀野実（文化市民局市民生活部人権文化推進担当部長）

簾哲也（文化市民局市民生活部人権文化推進課担当課長）

5 内 容

事務局 予定の時刻となりましたので，ただ今から，第 1 回「京都市いきいき市民活動センター指定管理者選定委員会」を開催致します。

委員の皆様方には，大変お忙しい中，御出席を賜りまして，誠にありがとうございます。この選定委員会につきましては，京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針により原則として公開とされております。ただし，公開することにより，個人・法人等に関する情報など，情報公開条例で定められた非公開情報が公になる場合，委員会に諮ったうえで非公開とすることができるとされています。

本日の議題は，指定管理者の選定方法等に関するものであり，非公開情報は含まれていないことから，傍聴席を設けるとともに，報道機関用の席も設けさせていただきますので，あらかじめ御了承願います。

議事に入ります前に，委員の皆様及び京都市からの出席者を御紹介させていただきます。

なお，委員の選定に当たりましては，いきいき市民活動センターが市民活動総合センターを補完する施設であることを踏まえまして，市民活動総合センター評価委員会委員の皆様には御就任をお願い致しております。

それでは，委員の皆様を御紹介申し上げます。

まず，特定非営利活動法人きょうとグリーンファンド事務局長の大西啓子委員でございます。

大西 大西です。よろしくお願いします。

事務局 立命館大学産業社会学部准教授の斎藤真緒委員でございます。

斉藤 斉藤です。よろしくお願いします。

事務局 成美大学経営情報学部助教の滋野浩毅委員でございます。

滋野 滋野です。よろしくお願いします。

事務局 市民活動総合センター評価委員会の市民公募委員の住田正則委員でございます。

住田 住田です。よろしくお願いします。

事務局 近畿大学経営学部教授の吉田忠彦委員でございます。

吉田 吉田です。よろしくお願いします。

事務局 以上でございます。

次に、本市の出席者を御紹介申し上げます。

文化市民局長の山岸吉和でございます。

この委員会の事務局をさせていただきます、私、文化市民局人権文化推進担当部長の淀野実と文化市民局人権文化推進課担当課長の簗哲也でございます。どうかよろしくお願い致します。

以上で、委員の皆様及び本市出席者の御紹介を終わらせていただきます。ここで、開会に当たりまして、京都市を代表致しまして、山岸文化市民局長から一言御挨拶させていただきます。

山岸 文化市民局長の山岸でございます。京都市から一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、京都市いきいき市民活動センター指定管理者選定委員会の委員の就任に御承諾いただきましてありがとうございます。また、本日、御多忙の折にもかかわらず、本委員会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、皆様には、市民活動総合センター評価委員会委員として、センターの活動実績に関する評価や来年度以降の次期指定管理者の選定についても御尽力いただいたところであり、厚く御礼申し上げます。

さて、いきいき市民活動センターは、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」からの報告を踏まえ、平成 22 年度末をもって廃止することとしたコミュニティセンター、その前身は隣保館でございますが、これを転用して設置しようとするものでございます。

この転用の検討の際に市民の皆様からいただいた、様々な市民活動に利用できる貸館のスペースの提供を求める多くの御意見に応えるとともに、本市の重要施策である地域コミュニティの活性化を進めていくためにも、既設の市民活動総合センターを補完し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する新たな公の施設として、9 月市会に提案したところ、全会一致で御承認いただき、平成 23 年 4 月から、市内 13 箇所で活用を始めることと致しました。

いきいき市民活動センターは、市民活動総合センターのブラン奇的な機能を有しつつも、それぞれが独立した公の施設として、地域や利用者との「交流」、「協働」を通じ、地域と施設が将来に向かって共に「進化」していく柔軟な施設の在り方を目指します。このため、施設運営については、指定管理者制度を

導入し、民間の活力に委ねることにより、効率的な運営はもとより、新たな発想に基づく事業の実施など、従来の枠にとらわれない創意工夫を凝らした運営により、それぞれのセンターが特色ある施設へと「進化」していく、このように考えている次第であります。

本市と致しましては、コミュニティセンターの施設をいきいき市民活動センターへ「刷新」することが、総点検委員会からの報告を受けて取り組んできた見直しの総仕上げとなるとともに、いきいき市民活動センターが、より開かれた施設として多くの市民の皆様に活用され、様々な市民活動の活性化、地域コミュニティの活性化が図られることが、長年にわたって取り組んできた同和行政の成果の継承にもつながるものと考えています。

委員の皆様におかれましては、いきいき市民活動センターが、将来に向かって進化する在り方にふさわしい指定管理者の選定に向けて、私どもにお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 誠に申し訳ありませんが、山岸局長につきましては、本日、他の公務がありますので、ここで退席させていただきます。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきますが、漏れ等はないでしょうか。

(特になし)

事務局 それでは、委員長の選出に移りたいと思います。

当委員会の設置要綱第5条第2項及び第3項で、「委員会に委員長及び副委員長を置く。」となっており、「委員長は、委員の互選により定める。」こととなっております。あらかじめ複数の委員の方々から、吉田委員を委員長に推薦する御意見を頂戴していますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局 皆様から御賛同いただきましたので、吉田委員に委員長をお願いしたいと思います。吉田委員長よろしくお願いいたします。要綱により、議長は委員長に務めていただくこととなっておりますので、吉田委員長には、委員長席にお移りいただきたいと存じます。

それでは、ただ今委員長に選出されました吉田委員長から一言御挨拶をいただき、その後の議事進行をお願いしたいと思います。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ただ今、委員長に御指名いただきました吉田と申します。私どもは、既に市民活動総合センターの方で、評価委員、それから指定管理者の選定委員を務めておりまして、今回、各地のいきいき市民活動センターの指定管理者の選定委員ということでお仕事をさせていただくことになりました。この春から夏にかけて、市民活動総合センターの様々な議論を私たちがやってきて、1箇所ではなく、各地域にそういうものがあればと思いながら議論してきたところです。

各地域でいろんな事情と言いますか、環境とかがあるでしょうから、私ども勉強というか、情報をいただきながら、選定させていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

それでは座って進めさせていただきます。まず、副委員長の選定です。我々5人は、これまで同じテーブルで議論して参りましたので、それぞれの委員の方もよく知っているわけでございます。私は、大西委員に副委員長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(意義なし)

委員長 どうもありがとうございます。それでは、委員長が私で、副委員長は大西委員で進めさせていただきますと思います。

まず、京都市いきいき市民活動センターがこの9月に条例が定まったところであると聞いておりますが、経緯や概要について、経過も踏まえて事務局の方から御説明いただけたらと思います。よろしくお願い致します。

事務局 それでは、京都市いきいき市民活動センターの概要につきまして、これまでの経過を踏まえまして、簡単に御説明させていただきます。

いきいき市民活動センターは元をたどると、大正8年、本市が全国に先駆けて、同和地区に設置した託児所がスタートとなります。託児所はその後、家事見習所を統合し、隣保館となりました。隣保館は、順次、福祉センター、屋内体育施設、学習センターなどの機能を充実し、同和地区における身近な行政機関、行政と住民のパイプ役として、若年層の就労や読み書きのできない高齢者のための生活上の相談をはじめ、識字学級や老人対策事業を実施するなど、住民の社会的、経済的、文化的生活の向上に大きな役割を果たしてきました。また本市では、平成13年度末に同和行政の根拠となる法律が切れたことに伴い、名称をコミュニティセンターに改め、「人権文化が息づくまちづくりを進めるための市民の交流と地域コミュニティ活動の拠点」と位置付け、より幅広い市民の交流を図り、自主的なコミュニティ活動を支援するため、その利用対象も地域内から小学校区、区域、市域まで段階的に拡大して参りました。

このように、90年にわたる隣保館、コミュニティセンターは、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に向けた市民相互の交流を図るための事業や、市民の自主的な活動を振興するための施設として、その意義、目的の達成のため、区域外への利用拡大、市民交流、更には、地域に根ざした広範な団体で構成するNPO法人等による運営に向けて委託化も進めて参りました。

しかしながら、実態を見ると、貸館利用については、コミュニティセンターに転換した平成14年度以降、いわゆる地区外からの利用も拡大しているものの、稼働率は本館で5%弱と極めて低い状況にあり、事業展開や市民交流においてもあまり広がりが見られませんでした。更に、生活相談事業については、住民の生活の安定、向上や社会経済状況の変化を反映し、件数は隣保館時代の3分の1に激減し、その内容についても問い合わせや要望・苦情等が多くを占

めておりました。

その一方で、NPOへの委託化が進まず、平成20年当時で、15センターの運営に3億円強を投じ、これらの業務に従事する職員数が百名を超える実態が、他の地域にない特別な施設との印象を招き、目に見えない壁を作っていたと捉えられておりました。

このため、平成20年度に設置した総点検委員会においても検討項目の一つとしてそのあり方が議論され、このまま続けていくことで同和問題の解決につながるのかという観点から、「これまでのコミュニティセンターの役割を一旦終結させ、今後の在り方については、市民の共感と理解が得られるよう、抜本的かつ速やかに見直すべきであり、また施設については、一定の期間を設け、市民参加の手法も取り入れ、福祉や教育など、様々な課題や市民ニーズに対応した市民生活、市民活動を支援する施設に転用するなど、全市的な観点から、より開かれた活用方策を具体的に定めていくべき」とまとめていただきました。

このまとめを踏まえ、本市では平成22年度末をもってコミュニティセンターを廃止する条例改正案を平成21年2月市会に提案し、全会一致で可決されました。これに基づき平成20年度末をもって全職員を引き上げ、相談事業を廃止する一方、とりわけフォローが必要な高齢者には丁寧な取次、案内を行う体制を整備するとともに、利用ニーズの高い屋内体育施設については一部を除き地域体育館に転用し、また本館等の貸館、運営についてはNPO法人や民間業者に委託することとなりました。

また、施設については、平成21、22年度の2年間で、市民参加の手法も取り入れ、全市民的な観点から新たな行政需要、市民ニーズを踏まえた施設とのマッチングを図っていくこととなり、全市民的施設への転用活用を基本に、転用の素案をまとめ、これらを固める前に公表して、広く意見を募集し、いただいた市民意見や、NPOからの提案を肉付けして計画を策定していくという市民参加の手法、進め方を採りました。

具体的には、「京都未来まちづくりプラン」等に掲げる施策の実現や福祉、教育などの様々な課題に対応した施設への転用を図っていくこと、併せて、会議室等を提供する貸館機能を中心に、市民の身近な活動・交流拠点としての機能を設けるとの転用の基本方針を昨年11月に策定しました。

その後、3回に渡りパブリックコメントをお聞きしたり、各コミュニティセンターにおける「説明会」、「ご意見・ご提案を直接いただく会」の開催を経て、第2児童福祉センターやドメスティックバイオレンス相談支援センター、総合支援学校のサテライト教室など具体的な転用計画を策定致しました。

また最も要望の多かった市民の身近な活動・交流拠点としての機能は、「いきいき市民活動センター」として具体化していくこととなり、その設置条例がこの9月市会で議決されたところであります。

このいきいき市民活動センターは、平成23年4月からコミュニティセンタ

一を転用して 13 箇所設置されるもので、市民公益活動はもとより、サークル活動等様々な市民活動を支援する施設として、他の地域にはない特別な施設との印象を払拭し、オール市民のための新たな施設として生まれ変わるものです。

そして地域コミュニティや市民活動活性化の取組との融合による相乗効果を発揮させるため、既設の市民活動総合センターを補完するブランチ機能を有する施設として運営して参ります。

また、いきいき市民活動センターは、局長も御挨拶で述べましたように、市民活動総合センターのブランチ的な機能を有しつつも、それぞれが独立した公の施設として、地域や利用者との「交流」、「協働」を通じ、地域と施設が将来に向かって共に「進化」していく柔軟な施設のあり方を目指して参ります。

そして施設運営に当たっては、指定管理者制度により、民間の活力、地域の力に委ねることにより、きめ細かで効率的な運営をお願いすることはもとより、単なる貸館だけでなく、指定管理者が主体的に施設を運営し、新たな発想に基づく地域コミュニティや市民活動の活性化に向けた地域の特色ある自主事業を企画実施していただくことを考えております。

具体的には、市民活動に資するよう、活動の場や情報を提供するとともに、各施設ごとに特色ある事業を地域や利用者で連携しながら取り組み、それぞれの施設が特色ある施設へと「進化」していくことを目指しているものであり、指定管理者が発揮する力は非常に大きなものがあると考えております。

今後、当選定委員会において選定方法や選定基準、募集要項等をお決めいただき、また指定候補者を選定いただくこととなりますが、今申し上げたような経過や設置趣旨も参考にいただき、御議論、御検討いただければと考えております。

説明については以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明について、何か御質問等、お聞きしましょうか。私たち、市民活動総合センターの方で議論したときには、いきいき市民活動センターの概要については、お聞きしておりませんでしたので、時間もさほどなかったかもしれませんが、ですから、基本的なこともあるかもしれませんが、皆さんも御遠慮なく、この機会に質問等ありましたらお願いします。

それでは、私の方からまず、質問させていただきます。15 箇所のコミュニティセンターがあるとお聞きしておりますが、今回は、13 箇所ということですね。残りの対象になっていない 2 箇所はどのようなになっているのですか。

事務局 コミュニティセンターは 15 箇所、今回 13 箇所ということですが、残り 2 箇所は、地域的には、まず、楽只鷹峯というところですが、地域の市営住宅に集会所がございませんので、今後は市営住宅の集会所という形で活用をしていきたいということでございます。もう一つは、上花田でございますが、先ほど申し上げました、ドメスティックバイオレンス相談支援センターと、子育て支

援活動いきいきセンターという施設に転用していこうと考えておりまして、その2箇所以外がいきいき市民活動センターになるということでございます。

委員長 分かりました。そうしますと、公の施設というのではなくて、直営というか、そこだけそのままになるのですか。

事務局 細かい話になりますが、市営住宅の集会所は、いわば市営住宅の附属施設のような扱いとなります。それから、上花田で行おうとしております、ドメスティックバイオレンス相談支援センターや子育て支援活動いきいきセンターについては、箱物としての施設というのではなく、業務を委託して行う予定をしております、結果として公の施設という位置付けではないということでございます。

委員長 よくわかりました。副委員長、どうぞ。

副委員長 市民活動総合センターの指定管理者の選定の中で、そのセンターの業務の中には、受託要件としては組まれてなかったというふうに思います。今の説明で、補完する施設という位置付けですよね。市民活動総合センターとの連携というか、あり方というのがありましたので、当然、ある程度位置付けなり、整理なりというのが、まずは、必要なのかなと思います。そこが分からないというか、どういう位置付けになっているのかが分からないというのが、今の説明を聞いていて思ったのですが、その辺りはどうなっているのでしょうか。

事務局 いきいき市民活動センターを設置するに至りました経過につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございまして、まずはコミュニティセンターの施設を有効活用するために転用していこうと、流れとしてはそういうものからスタートして、最も御要望が多かった御意見に応えるとともに、政策課題の一つを実現に向けて具体化していく中で、このいきいき市民活動センターという位置付けを案として出したわけです。その際、目的が共通するということもございまして現行の市民活動総合センターの条例に位置付け、将来的には連携をとっていくということで、補完するブランチ的な機能という位置付けをさせていただきますけれども、後ほど改めて要項案の御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、あくまでそれぞれが独立した公の施設として特色ある在り方を目指していこうということでございまして、そういう意味では連携を図って、良いところをお互いに吸収しながら、むしろいきいき市民活動センターは後発の施設になりますから、市民活動総合センターのノウハウなどを吸収していただきまして、段々と進化をしていきたいという考え方で設置をしていこうということでございまして、おっしゃるとおり全体の市民活動総合センターの在り方の中に、具体的にどのように連動させていくのかということにつきましては、今後同時並行的に決めていく必要があると思っておりますけれども、この施設の在り方については、私ども行政として最初から形を決めてしまうのではなくて、それぞれが独立した施設として、緩い連携の下でそれぞれ特色あるような成長をしていっていただきたいと、非常に抽象的な言い方にはなりま

すが、そのような位置付けで考えているところでございます。

滋野 13のセンターの候補地というところで、こちらの資料の方にですね、センターごとに募集を行っていくというふうにありますけれども、先ほどの御説明と関連付けてお聞きしますと、市民活動総合センターのブランチ的な役割というふうな位置付けだということですのでけれども、もちろん緩い繋がりですとか、センターごとの特色ということもありなんですけれども、一方で、市民活動総合センターのブランチと謳う限りはそれなりの中間支援ですとか、何かそういうふうなものも想定しておられるのかということもお聞きしたいのですが。

事務局 これも、後程説明する募集要項案の中の業務のところに記載してございますけれども、もちろんそういう連携を意識して、将来的には文字どおりのブランチとしての機能を果たしていくというのも一つの在り方だろうと思っておりますけれども、まず当面は、情報発信の部分で、情報発信の拠点を13箇所新たに設けるという形で、その辺りのことは考えています。で、将来的には中間支援のようなことを目指していくのか、あるいはもう少し地域に足を付けたような特色をもった形に進化していくといえますか、それは今後の運営の中で段々定まっていくというような形で考えております。

委員長 どうやら、募集要項案の御説明も聞いたうえでの方が質問も出やすいと思いますので、ここで指定管理者の募集要項案の説明をいただいて、また、我々質問させていただきたいと思います。

事務局 それでは、手元にお配りしております、募集要項の案、事務局で用意させていただきました案でございますが、それに基づきまして、要点をできるだけ絞って説明させていただきます。

まず、「1 対象施設及び業務内容」でございます。「(1) 名称及び所在地等」につきましては、表にある13箇所でございます。募集についてはセンターごとに行いたいと考えております。なお、一つの団体が複数のセンターに応募することも可能にしたいと考えております。「(2) 指定管理者が行う業務」につきましては後程改めて御説明させていただきます。「(3) 指定期間」につきましては、他の施設と同様、来年4月からの4年間としております。

「2 応募資格」でございます。「(1) 応募要件」は、法人その他の団体ということで、法人、もしくは法人格を持ってなくても、一定の規模等を有する団体を条件としております。その下の部分については、他の指定管理者の要項とほぼ共通でございます。「(2) 複数の団体で構成する連合体による応募」でございますが、複数の団体で構成する連合体についても、応募を認めたいと考えております。ただし、連合体の構成団体が同一のセンターに重複して応募するということは認めないをしたいと考えております。

「3 管理運営に係る基本的事項」でございます。新たに設置しますいきいき市民活動センターについては、「(1) 開所日」は、毎週火曜日及び年末年始を除く毎日ということで想定しているところでございます。「(2) 開所時間」

でございますが、午前 10 時から午後 9 時まで、ただし、日曜日につきましては、午後 5 時までとしております。なお、このいきいき市民活動センターの一部につきましては、従前福祉センターと呼んでいた施設につきまして、高齢者ふれあいサロンとして引き続きお使いいただく予定としております。ここにつきましては、毎週火曜日の他、日曜日も休所、開所時間は午前 10 時から午後 4 時 30 分までとしております。「(3) 使用料」でございますが、貸館の使用料は、有料とさせていただいておりますが、その使用料については、京都市の歳入とする手法としたいと考えております。「(4) 管理運営の基本方針」につきましては、いきいき市民活動センターは、市民公益活動はもとより、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、市民活動総合センターを補完し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する施設でございます。その管理運営を行う指定管理者は、その設置目的を達成するために、後ほど御説明致します「指定管理者が行う業務内容及びその基準」等に従いまして、施設の提供や、今後必要に応じて本市が設置して参りますスモールオフィスの運営など、市民活動のための場を提供するとともに、市民活動総合センターとの連携による市民活動に資する情報の提供、独自の市民活動活性化事業の実施など、市民活動の推進・支援に関する効果的かつ効率的な事業を展開するものとしております。とりわけ、市民活動活性化事業につきましては、指定管理者が中心となって、市民活動の活性化に資する事業の企画・実施等に、地域や利用者等と連携しながら取り組んでいく必要があると考えております。

また、進化していく施設の中味でございますが、指定管理者は、常に施設運営の質を高めるよう努めるとともに、施設が地域や利用者とともに将来に向かって進化していく施設を目指すということから、常に地域や利用者の声を聴く仕組みを設けるなど、市民の声を施設運営に反映させるための取組、あるいは事業の実施に当たって、できるだけ企画段階から地域や利用者の参加を促進するなどの取組が求められると考えております。さらに、市民活動総合センターと同様、いきいき市民活動センターにつきましても、評価委員会を設置したいと考えております。その設置後は、評価委員会での評価及び助言等を管理運営に反映させ、常にサービスの向上に努めなければならないものと考えております。

「(5) 業務従事者の配置基準」でございますが、管理運営業務を統括するセンター長をそれぞれのいきいき市民活動センターに置いていただきます。不測の事態や災害時に迅速かつ的確な対応を行う体制を整えること、職員の配置につきましては、原則として、本館に常時 2 名以上、高齢者ふれあいサロンに常時 1 名以上という配置を行っていただきたいと考えております。

「(6) 法令等の遵守」、「(7) 秘密保持義務」、「(8) 個人情報保護」、「(9) 情報公開」、「(10) 危機管理の対応」、「(11) 健康、環境への配慮の推進」、「(12) 事業計画書」については、概ね他の指定管理者の募集要項と同様の要件

を掲げております。また、「(13) 管理運営業務に関する報告」につきましては、管理運営に関し、随時あるいは定期的に報告していただきたい資料等を掲げております。その他「(14) 物品の管理」等の取扱いを記載しております。「(15) リスクの負担区分」につきましては、本市と指定管理者との負担区分につきましては、概ねここに掲げる表のとおりとしたうえで、協定書を締結する段階で詳細に定めていく、これも他の指定管理者の同様の手順として参りたいと考えております。「(16) 事業の継続が困難となった場合の措置」につきましては、他の指定管理者の場合と同様としております。

「(17) 管理運営業務に係る費用」でございます。ここには、本市が管理運営に関して支払う委託料、指定管理料と言わせていただきますが、その4年間の総額を施設ごとに掲げてございます。なお、この数値につきましては、まだ現時点では精査中でありまして、実際に公募する段階では正確なものを出していく予定でございます。施設ごとに金額の差がございますが、指定管理料の積算につきましては、配置する人員に伴う人件費と施設の維持管理に必要な経費から計算しております。そして、この施設の維持管理に要する経費が施設の規模やその施設にある設備の種類、例えばエレベーターのあるなしとか、そういったことに伴いまして、光熱水費や保守管理に要する経費に大きな差がございます。実際に、維持管理に要する経費に大きな差が生じ、結果としてこのような差が出てくるということでございます。なお、先ほど御説明しました、市民活動活性化事業に関する経費につきましては、センターごとに年間100万円を上限に、これは別途支出をしたいと考えております。

「(18) 直近の決算額及びその内容」でございますが、新設する施設のためございせんが、現在のコミュニティセンターに要している維持管理費について、公募の段階では、別途資料を用意する予定でございます。「(19) 業務の再委託等の禁止」でございますが、指定管理者はその業務の全部若しくは一部を包括して第三者に再委託することはできないこととしております。「(20) 文書の保存」，「(21) 原状回復義務等」，「(22) 調査・監査・検査」につきましては、記載のとおりでございます。

「4 選定の手順」でございますが、本日の選定委員会で、この募集要項案について御審議いただきまして、その御意見を取り入れて必要な修正を加えたうえで、できるだけ速やかに募集に取り掛かって参りたいと考えております。11月の上旬、中旬までには募集を開始し、1箇月間の申請期間、これも標準的な期間でございますが、取りたいと思います。その間、応募者から質問を受け付けたものにつきましては、全員に対し、一斉にその回答を行います。行った回答につきましては、この要項と一体の効力を有するものとさせていただこうと思っております。これも通常の指定管理者選定の際によくある手順でございます。その後、申請の締切後、審査を行いまして、委員会からの御意見も踏まえて、1月上旬には指定候補者の選定をして参りたいということでございます。

「5 応募の手続き等」につきましては、応募の方法、質疑の仕方、回答の手法等については、この表に掲げているとおりでございます。「(3) 応募に際しての留意事項」でございます。「ア 応募の内容の変更」についてでございますが、受付期間の終了後は、応募書類の内容を変更することはできないことと致します。「エ 応募費用の負担」についてでございますが、応募に要する費用は申請団体の負担と致します。「カ 第三者の権利侵害」につきましては、第三者に損害を与えた場合には、申請団体が責を負うことと致します。また「キ 虚偽記載」ですが、虚偽の記載があった場合には、失格とさせていただきます。また、応募された団体に対しましては、必要と認められる場合には、書類の提出後にヒアリングをさせていただくこととさせていただいております。

「6 指定候補者の選定等」でございます。指定管理者の選定等につきましては、この選定委員会での審査結果を踏まえまして、候補者の選定自体は京都市が行います。そして、この審査に当たりまして、応募書類の審査のほか、選定委員会に対するプレゼンテーションの機会等を今後設けることもあると考えております。その際には、各団体3名以内の出席とさせていただきたいと思っております。「(2) 選定委員会」でございますが、本日、委員長は吉田委員に、副委員長は大西委員に御就任いただきましたので、修正させていただきたいと思っております。なお、指定管理者の募集に当たりまして、選定委員会委員への接触は、禁止と致します。接触の事実が認められた場合には、その申請団体は失格となる可能性があるということでございます。

次に「(3) 選定基準及び審査項目」でございます。京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例4条第1項に定める、①不当な差別的取扱いを行わないこと、②設置の目的に照らして管理を効率的かつ効果的に行うことができること、などのほか、表に掲げる項目について、このような配分で審査を行ってはどうかという案を掲げさせていただきました。まずは、「① 指定管理者としての適格性及び能力」を問うものでございます。主な着眼点としては、応募いただいた団体の活動理念、活動目標及び活動内容、団体の経営資源（組織、人材、財務、専門性・技術力等）、同種又は類似の事業の実績をもって判断するということです。それぞれの審査項目を評価点として0点から5点で評価をしまして、審査項目ごとの重要度に応じて補正係数を乗じて配分点としたいと考えております。この項目につきましては、補正係数を乗じて15点満点でどうかと考えております。次に、「② 事業運営に関する計画」ですが、「事業の方向性・内容」につきましては、「指定管理者が行う業務内容及びその基準」との整合性、事業計画の具体性、独創性及び実現可能性、市民、利用者との協働による管理運営の推進方法を主な着眼点として、補正係数を乗じて25点満点でどうかと考えております。「業務の執行体制」につきましては、建物・設備の維持管理方法、職員の人的構成及び専門的な知識・技能等、業務における職員配置の適正性、職員の人材育成についての考え方を主な着眼点とし

て、補正係数を乗じて 15 点満点としたいと考えております。また、「サービス向上の取組」につきましては、サービスの評価方法とフィードバックの仕組み、利用者ニーズの把握及び事業への反映の方法、苦情の受付及び対応の方法を主な着眼点として、補正係数を乗じて 15 点満点としたいと考えております。

「その他」として、個人情報保護及び情報公開についての考え方、防災、事故防止、非常災害時の対応等危機管理の方策、事業活動における環境への配慮を主な着眼点として、基本的な事項でもありますので、5 点満点としたいと考えております。「③ 経営管理に関する計画」につきましては、中長期的な経営の安定性及び発展性、収支計画の妥当性、財政運営の効率化の取組を主な着眼点として、補正係数を乗じて、15 点満点でどうかと考えております。なお、指定管理料につきましては、制度の仕組みは御存知かと思いますが、価格競争ではございませんが、経費の節減につきましても一定の考慮をして参りたいと考えております。先ほどお示ししました上限価格に対してどれくらい節減した形で運営できるのかということにつきましては、10 点満点で評価をしていきたいと考えております。なお、この中には、施設運営ではない、市民活動活性化事業に要する上限 100 万円の費用につきましては、指定管理料とは分けて考えたいとしているところでございます。「(4) 選定に係る留意点」でございますが、審査をいただきましたものにつきまして、委員会として講評を付して市長に報告していただくこととなります。選定方法につきましては、その結果を踏まえまして、合計点の最も高い団体を指定候補者としたいと思っております。合計点が 40 点を下回る場合は候補者としなないということと致します。選定結果の通知や公表やその後の協定書の締結等の手順につきましては、他の指定管理者制度と同様でございます。その他、指定の取消しや原状回復等についても、他の施設と同様でございます。

次に、「指定管理者が行う業務内容及びその基準」でございます。

「1 施設の性格とその役割」等につきましては、先ほど御説明しました経過から生まれたものでございまして、新しくいきいき市民活動センターとして運営していくに当たりまして、「交流」、「協働」、「進化」というコンセプトを持って考えているところでございます。

「交流」ですが、市民がいきいきと活動できる場所と機会の提供等を通じて、市民の身近な活動・交流拠点としての機能を目指す、あるいは、サークル情報等、様々な市民活動を紹介する「情報交換ボード」を設けることによりまして、利用者相互の交流の促進を目指していきたい、また、施設管理者が独自に企画・実施する事業により市民活動の活性化を目指す、ということを考えております。

次に、「協働」ですが、地域や利用者の声を聴く仕組みを設けることによって、地域に密着した施設運営を目指していきたいと考えています。事業の実施に当たり、企画段階から地域や利用者の参加を促進するなど市民協働による施

設運営を目指し、市民活動総合センターとの連携、協働等によりまして、将来に向かって施設運営の質の向上を目指していきたいと考えております。

さらに、「進化」でございますが、交流や協働の取組を通じて、地域と施設が将来に向かって共に進化する施設を目指していきたいと思っております。また、今後、必要に応じてスモールオフィス等も京都市の方で導入して参りたいと思っておりますが、こうした機能面においても進化して参りたいと考えております。貸館を中心とした施設としてスタートするわけですが、将来的には「いきいき市民活動センター」の枠にとらわれず、その時々ニーズ、社会情勢に柔軟に対応して、福祉・教育施設の導入等により、真に市民生活、市民活動を総合的に支援する施設への進化を目指していきたいと考えております。

施設の利用の対象でございますけれども、市民活動総合センターの利用の対象は基本的には市民公益活動となっているところでありますが、いきいき市民活動センターでは、もう少し裾野を広げ、むしろ裾野の部分を中心に、いきいき市民活動センターは、市民公益活動はもとより、サークル活動など幅広い市民活動を対象に、活動の場の提供等を行います。また、市民公益活動を支援する市民活動総合センターの取組を念頭に置き、そのブランチ的な機能も果たしていくことが望まれるという位置付けで考えているところです。

「2 管理運営の基本的な考え方」ですが、「(1) 地域、利用者との協働による施設運営」については、公の施設ではございますが、管理運営については、広く市民、利用者との協働による施設運営を目指して参りたいと考えております。「(2) 管理運営主体」につきましては、広範かつ多様な市民活動を総合的に支援するという本来的な施設の設置目的を踏まえまして、より効果的かつ効率的で、市民の目線に立ち、ニーズに適った管理運営を行うことができ、かつ、その実現に向けて高い意欲を持つ団体であることが求められると考えております。また、管理運営主体となる指定管理者におきましては、具体的な事業の推進に当たって、様々な実施過程において、利用者である市民や市民活動団体の幅広い参画を得るよう努めるものとします。「(3) 評価委員会による評価及び助言等の反映」につきましては、先ほど御説明致しましたとおりです。

「3 いきいきセンターの事業内容」です。「(1) 貸館等」については、施設提供に伴う申請の受付、問い合わせへの対応、使用許可、使用料の徴収及び使用料の減免に係る申請の受付等を行っていただくほか、今後設置を予定しております有料コピー機等の管理等も行っていきたいと考えております。

また、「(2) 情報の発信」につきましては、先ほど例示的に申し上げましたが、市民活動総合センターでも発信しているような情報をそれぞれ発信していただくということ、市民活動総合センターと連携し、情報提供等を実施していくことを考えてございます。

「(3) 市民活動活性化事業」につきましては、いきいき市民活動センターの独自の事業として、上限 100 万円の別途支出を致します委託料も活用していただきながら展開していただきたい事業でございます。考え方としましては、まずは貸館ということで活動の場を提供するというのがベースとしてスタートするわけですが、もう少し進んで、市民活動を活性化するための仕掛けとして、指定管理者に事業を委託し、実施していただくというところでございます。内容を行政の方で決め付けるようにはしないと思っておりますが、基本的には、地域や利用者との「交流」が図れる、市民活動の活性化を目的としたイベントや、市民活動を支援するための各種講座や研修会等を対象と考えております。また、事業を実施する場合の対象範囲につきましては、基本的には全市対象ということにはなりますけれども、利用者の範囲がおのずとあるかと思いますが、できるだけ広い範囲でということで、目安として、中学校区以上の参加が得られるように努めるものとしてと考えております。市民活動活性化事業の委託料ですが、先ほどから何度か御説明しておりますが、事業の実施に当たって、事業のために必要な経費については、指定管理料とは別に、各年度ごとに 1 施設当たり 100 万円を上限として、本市からの委託料を活用できる仕組みとしたいと考えております。そして、この委託料を活用しようとする場合は、毎年度事業計画を提出していただきまして、それに基づきまして別途委託契約を締結し、この部分については事業終了後精算していただき、余剰が出た場合については返納していただくという仕組みにしたいと考えております。なお、この事業につきましては、委託料は上限 100 万円としたいと思っておりますが、もちろん独自の財源等の活用によって、100 万円を超える事業を実施していただくこと、あるいは、この委託料を使わずに自前で事業を実施していただくことはもちろん差し支えございません。実施していただく事業につきましては、今後設置を予定しております評価委員会等で、その内容等についても評価していきたいと考えているところでございます。

「(4) 施設運営の質を高めるための取組」ですが、常に運営の質を高めるための取組を具体的に設けて実施をしていただきたいと考えているところでございます。

「(5) 将来に向かって地域と共に進化するための取組」、そのためには、ここでも先ほどと同じになりますが、地域や施設利用者の声を施設運営に反映させるための仕組みづくりや、事業の企画段階から地域や施設利用者の市民参加の促進、こうしたことを通じて、着実に歩みを進めていってほしいと思います。また、将来的には、「いきいき市民活動センター」の枠にとらわれない在り方についても、企画、提案等も期待をしていきたいと考えております。

「(6) スモールオフィス等」につきましては、市民活動総合センターを補完する形で、スモールオフィスの拡充と言いますか、今は市民活動総合センターの方に 12 ブースございますが、いきいき市民活動センターを活用してスモー

ルオフィスを増やしていきたいと考えているところでございます。現時点では、どこに何箇所増やしていくかということについては未定でございますが、施設の立地等に応じて順次導入していくことを考えておりまして、導入された後は、指定管理者におきまして、これらの管理等も実施していただく予定でございます。

「(7) 事業計画に反映すべき内容」でございますが、このいきいき市民活動センターに転用するという「京都市コミュニティセンター転用計画」を定めるに当たりまして、少し意見が付いているものがございまして、例えば、「京都市北いきいき市民活動センター」につきましては、周辺の大学施設や近接して存在します人権啓発のための資料展示施設「ツラッティ千本」という施設がございまして、そうした施設との効果的な連携を考慮した事業計画にさせていただきたいと考えております。また、「京都市下京いきいき市民活動センター」につきましては、崇仁地区にあるわけでございますが、崇仁地区の住環境整備事業の進捗について、あるいは、将来のまちづくりを含めまして、先般崇仁地区将来ビジョン検討委員会というところから審議の報告が出ているところでございます。この将来ビジョンとの具体化と整合した将来に向かって進化していく施設の在り方の中で、この将来ビジョンの具体化というところと整合した施設を目指していくこと等を考慮した事業計画にさせていただきたいと考えております。また、「京都市吉祥院いきいき市民活動センター」につきましては、現在の吉祥院コミュニティセンターの本館に重要無形民俗文化財にも指定されております吉祥院六斎念仏資料展示スペースがございまして。今後とも、吉祥院六斎を守っていくような取組を地域では続けていただきたいということも含めまして、この展示スペースの効果的な活用や別館のスペースを使って、六斎念仏保存活動支援等をしていこうという転用計画になっておりますので、そうした活動を考慮した事業計画にさせていただきたいという内容でございます。

「(8) 施設の維持・管理業務」については、施設の維持管理等に関する規定でございます。防火管理者の選定、保守管理等を羅列してございます。備品の保守管理、清掃業務、植栽等保全業務などもここに記載のとおりでございます。

「施設管理上の特記事項」でございますが、センターごとに必要な法定点検、自主点検等を掲げております。また、京都市において、施設の老朽化による大規模改修等を行うことがあることや、施設の利用に当たって、一部他の利用と混在しているところがございまして。児童館の育成スペースとして使っているところ、民間団体に既に目的外使用許可で一部貸しているところ、そうしたところがいくつかございまして。そのほか、保育所と合築とかございまして、それぞれの施設ごとに設備の共用の状況、維持管理をどこが行うべきなのか、そうしたことがずっと記載されております。

30 ページ以降には、応募に当たって提出をいただく資料の一覧等が掲げてございます。定款、役員名簿等、通常の指定管理者を公募する場合に求めるもの

と同様のものがございます。そして、団体調書とか、実績がある場合には実績調書、そして、一番重要なものになると思いますが、事業計画調書につきましては、こうした内容で、申請団体から個々記載して応募していただきたいというふうに考えております。「経営計画調書」で、4年間の収支見通しを出していただくこととしておりますが、ここの収入の部分につきまして、指定管理料の収入と、それから上限100万円の市民活動活性化事業委託料収入、その他の収入とを分けていただいて、収入を記載していただきまして、審査のときに価格点で考慮するものは、指定管理料の収入を4年間総額いくらでと提案してきたところをもって評価していくことを想定しているところでございます。以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。非常に沢山の内容で大変かと思えますけれども、御質問等はいかがでしょうか。

斎藤 指定管理料は、設備の大小もありますし、上限はいろいろあるのですが、市民活動活性化事業については、一律に各施設年間100万円、4年間で400万円が計上されるということになるのでしょうか。

事務局 この部分につきましては、あらかじめ年間の事業計画を出していただきまして、その事業計画に基づき、本市の方で一定の判断を致しまして、いわゆる事業承認を行うものに対して委託料の支出をしようと思いますので、内容のある100万円の事業を4年間実施しようというものであれば、毎年100万円ずつ、総額400万円を受けられますし、施設によっては、初年度は、30万円の事業からスタートして、年数を経るにしたがって、事業の件数を増やしたり、内容を充実させていくという使い方もできるかと思えます。指定管理料については、施設そのものを運営していくうえで、いわば義務的な経費かと思えますけれども、市民活動活性化事業については、その内容に応じて支出をしていくと、そういう考え方でございます。

委員長 ですから、1年ごとに事業内容を更新するということですね。例えば申請のときに、1年ずつですが、事業計画の段階で4年のトータルでこういうふうにもっていききたいというプランの場合はどうですか。

事務局 現状は、1施設当たり年間100万円を想定しておりまして、例えば、初年度は50万円からスタートして、3年目には150万でという案もあろうかと思いますが、3年後の予算確保ができるかどうかということもございますので、当面4年間につきましては、上限100万円の中で、工夫をしていただきたいという考え方でございます。

委員長 お金もそうなんですが、プランとして4年後にはこういうことを完成したい、そのために今年はこれだけしかしないというような場合はどうなんですか。

事務局 それはもちろんいいと思っております。

住田 実際に審査が始まりまして、来年度の4月に向けて、引継ぎと言いますか、来年度の指定管理者となられる方に準備等を進めていただくことになるのか

と思うのですが、全部を見たわけではなく、2箇所を見学させていただいただけなのですが、建物については鉄筋で丈夫だと思うのですが、内装については、もう一つといいますか、自由に使うにはまだ手を入れないといけないところがあるのかなあと思うのですが、その費用といいますか、手間といいますか、その辺の区分けはどのようなになるのですか。

事務局 御指摘のとおり、大半の施設につきましては、鉄筋とはいうものの建設からかなり年数が経過しておりまして、内装等につきましても老朽化している、バリアフリー化が不十分であるというような点がございまして、転用に当たっても、可能な限り必要な改修は行っていきたいと考えていますが、一方で、京都市の財政状況が非常に厳しいということもございまして、大掛かりな改修等については、正直言いまして非常に苦しいというのが現状でございます。原則としましては、現状で、大きく経費を掛けることなく、現状のまま使える転用を考えていきたいと思っているところでございまして、いきいき市民活動センターとして指定管理者に委ねて以降も、基本的に指定管理者に求めるものは、現状の維持でございます。もちろん、現状を改善するようなこともしていただければ言うことはないですけれども、最低ラインについては、現状の維持をしていただきたいと考えております。

なお、スモールオフィスを導入する場合等につきましては、初期投資が当然必要ですので、それは京都市の方でそのつど予算化をして、行っていくこととなります。

住田 重ねてすみません。言葉が足りなければ申し訳ないのですが、素晴らしいと言いますか、ある意味、夢を盛り込むような形の計画ではないかと思うのですが、市民活動活性化事業なんですけれども、独自の事業で、独自の財源をもってすることも可であると、そして、進化をしていくということが夢であり目標であるということなのですが、反面、今回、本当に時間がなく、他の指定管理者がどのように選定されているかも分かっていない状況で的外れなことを言うかもしれませんが、時間が限られている中で、選定をして4年間の事業者を決めることになるのですが、そのうえで、独自の予算は可である、むしろ転用することも望ましいというところなのですが、今後4年経って、また次の4年と進めていくうえで、押さえは利くのですか。

事務局 事業の実施の部分に関して、独自財源の活用につきましては、当然見ていきたいと思っておりますけれども、私どもと致しましては、予算規模がどうかということではなくて、事業の内容とその効果等を測定していきたいと思っております。そういう意味で言いますと、事業の部分につきましては、今後、評価委員会みたいな、京都市にとって第三者委員会のようなものを設置して御意見をいただきながら、常に効果なりを測定していく仕組みを設けていきたいと考えておりますし、施設の一部を貸館以外の部分に転用していくというようなことにつきましては、その企画・提案等は我々もそれを望んでいるところでは

大西 今、スケジュールの話が出てきましたけれども、応募要件の中で、応募できるところとして、法人その他の団体とありますが、どういう団体をイメージしておられるのかということですね。実際に、こういう事業をやり抜くというのは、NPOの中でもかなり力量もあるし、体制もきちんと整っていて、なおかつ余裕のあるというか、多分NPOでは余裕のあるところがあるところがほぼ皆無だと思うのですけれどもね。例えば13箇所ですね。一つの団体でも重複しても構わないということなのですから、上手く応募をしてくださる、上手く引き受けてくださる団体があるというのは言い切れないのではないのではないのかなというのが正直なところで、どこも応募がないという事態もありうるのではないということも思うのですが、その場合はどういふことを考えておられるのかということと、とりあえずは貸館からスタートしていくということなのですが、施設の維持管理が最低要件ということですよ。貸館の使用料の収入が京都市に直で入ってしまうということで、指定管理者には入らない形を考えておられるということなので、その辺りのところと委託料との関係ですかね。また、指定管理料は、4年間ででこぼこがあつて沢山あるように思うのですが、年間にするとそれほど大きな金額ではなくて、市民活動総合センターの場合を考えると、十分な活動が本当にこの金額で正直できるのか心配だなという感じを持ちました。他の方はどのようにお感じになられるのかと思うのですけれども。この条件できちんとやれる団体が京都市内にどれだけおられるのかということが、正直心配なところでございます。

– 18 –

途用意します 100 万円と、施設全体の運営を工夫していただく中で生み出していただく経費、あるいは団体によっては独自の収入という場合もあるかとは思いますが、そういったものを原資として事業を展開していただきたいと考えております。それから、指定管理者を公募して応募がなかった場合にどうなるのかということにつきましては、現実には他の施設ではそういう例もございまして、その場合は改めて公募要件を見直す場合もあるかとは思いますが、もう一度再募集をして選定していくこととなります。それから、貸館の収入を京都市に入れるという仕組みについてでございますが、今回のいきいき市民活動センターは、施設が老朽化しているところも多いということも踏まえまして、そもそも利用料金の設定を小さい会議室では 1 時間 100 円、大きいところでも 1 時間 200 円という料金設定とさせていただいております。現状の部屋全体の稼働率からすると、そもそも大幅に利用が増えても収入としてはあまり見込めないという料金設定にしていることから、その使用料を運営の原資に当てるような仕組みではなくて、それは切り離して、施設の運営に必要なお金は指定管理料として用意したうえで、収入については、本市に収入するという仕組みに致しました。もう一つは、全市に 13 箇所設置を致しますが、新しく設置をするのではなく、箱のあるところに用意をします。利用の度合いについても施設ごとに差が出てしまうということから、利用料収入を当て込むような運営になじまないのではないかと考えております。もう一つは位置付けとして同じ施設ですので、貸館の使用料についても、統一をしていく必要があるだろうということで、料金の設定につきましては、本市の方で統一して定めさせていただくということにしたいと考えております。

事務局 確かに、手が挙がらないという可能性も危惧されるところではありますが、現在 15 箇所ございますが、そのうち、6 箇所については、NPO 等に業務委託を行っておりますので、そうした経験と言いますか、実績も反映した提案がされるのではないかと考えております。

斎藤 話が元に戻ってしまうのですが、市民活動活性化事業と市民活動総合センターとの連携というところもあるんですけども、先ほどの説明でよくわからなかったのですが、市民活動総合センターと連携をしていくというのが一つの柱になっているのですけれども、その進め方として取組のイニシアチブがどこにあるのかがわからなかったのですが、各いきいき市民活動センターがばらばらに連携していこうということであれば、市民活動総合センターとの関係が大変になっていくのではないかと考えております。市民活動総合センターと各いきいき市民活動センターとの関係性なり、いきいき市民活動センターの側がこういう提案をする時に、どういうことが求められているのかということ、もう少し整理した方が書きやすいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

事務局 最初の方でも御説明しましたが、同時並行的に進めているということから、いきいき市民活動センターと市民活動総合センターとの役割分担、すみわけに

ついて、全体的な固まったものがないのが事実です。一方で、この施設が、それぞれの指定管理者ごとで柔軟に運営していただくということですので、指定管理者の候補者も決まらない段階ではそこが整理しにくいということもございまして、具体的には、今後の応募の段階では、市民活動総合センターとの連携としてこんなことをしていきたいということが提案されているところもあるかと思います。そうした提案等も踏まえまして、指定管理者の候補者が揃った段階で、私ども京都市の方で整理と言いますか、評価委員会とも調整をさせていただいたうえで、徐々に形をつくり上げていきたいというふうに思っております。現時点では、少しばらばらになっているのですけれども、どんなことをしたいという話を踏まえて、どんなことが可能かということについて市民活動総合センターの指定管理者とも調整が必要になってくるでしょうし、そこは京都市が間に入って調整をしていきたいと思っています。

委員長 よく言えば、進化という伸びしろを担保するためには、許容度というか、動きの自由度というのを残しておきたいというところですよ。そうすると市民活動総合センターの方が大変ですよ。13箇所のところといろいろ協議というか、ジョイントプログラムとか、いろんな作戦会議等も含めて、市民活動総合センターが随分負担を負う可能性が出てくるのかなと思います。確かに、これまでのコミュニティセンターからいきいき市民活動センターへ変わっていくプロセスの中ですから、ある程度自由に動いていける余地を残していかないといけないというところはあるかと思います。あと、基本的なところなのですが、指定管理料のところ、要項の中ではセンター長と2人就くというところなのですが、その辺の人件費は積算の中に入っているのですか。

事務局 センター長と常勤職員との関係でございますけれども、責任者を置いていただきたい、決めていただきたいということと、常勤の職員を常時配置していただきたいということですので、考え方で言いますと、本館に常時2名以上、高齢者ふれあいサロンに常時1名以上が配置できる人件費を積算しており、その中で長をどなたかに定めていただきたい、そのような読み方をしていただいたらと思います。

誤解を招く説明の仕方をしたかもしれませんが、業務を統括する責任者を定めていただきたいということですので、実際に施設に常駐する職員の中で定めていただいてもいいですし、団体の中でどなたかを位置付けていただいてもいいというわけです。

委員長 では張付けとしては2人ということですよ。2人の中でセンター長を入れてという形ですね。

事務局 2人といいますか、実際には、朝の10時から夜の9時までで火曜日以外は開所しますので、2人の職員だけで一年間を回すということにはならないと思いますので、ここに書いてあるのは、開所時間は常時2人の職員を置いてくださいということですので、この計算の中で、週何時間勤務するかということによ

って、実際に何人の職員を採用、配置するかということについては、実際には申請団体の裁量の範囲になります。

委員長 あと、大西委員からもありましたが、もしも指定管理者としてお任せするような団体が出なかった場合で、もう一度やり直しても出てこなかったという事態になったときに、我々はどのようにしたらよいのでしょうか。

事務局 その場合にどうするのかということについては、京都市としてもう一度考えていくということになるかと思いますので、指定管理者を選定できなかったことで、選定委員会に何らかの責任が及ぶということはございません。我々としては困ることになるかと思いますが。

委員長 例えばこれだけの立派な施設を回していくには、手を上げた団体の事務処理能力に少々不安があるのではないかと、スタッフがそれだけ確保できないのではないかとという形になったときに、多少は目を瞑ってOKを出してしまうのか、それともその辺はシビアにきちんと見ないといけないのかというような場合はどうでしょう。どうかすると市民活動を育成していくという部分を考えれば、多少背伸びしてもらってもお任せしようかという部分も出てくるかもしれないし、その辺の線引きの感触というのはどうでしょう。

事務局 まず、基本的には行政がそういう偏った判断をしないように、選定委員会が第三者的な視点で見ていただきたいと思いますのですが、我々の思いと致しましては、貸館の運営や施設の維持管理については、適正にやっていただく必要があると思っております。事業の部分については、場合によっては最初から100点のものができなくても、徐々に良いものを目指していくという取組がされることによって、指定管理者も成長が望めたり、地域や利用者との取組が充実していったりということも考えられると思しますので、事業の部分については、必ずしも100点でなくても大丈夫なのではないかと思えます。

委員長 我々は、やはり地域に根ざしたという部分が必要だと思っています。そういう意味では大西委員が先ほどおっしゃったように、確かにNPOは数が増えたし、またNPO法人でなくとも、それこそ法人格がなくても問題ないということです。手を挙げようかと思ってらっしゃる団体も多いのではないかと思います。でも実際にはまだなかなか物理的なマンパワーとかそういったところの不足で、今一步及ばないという団体も多いと思われます。市民活動をいかに活性化していくのかということを考えましたら、例えば、株式会社とか、ビルメンテナンス会社みたいなところもいいのですけれども、できたら少々背伸びしてもらってでも市民活動活性化事業を伸ばしてもらえそうな団体をお願いしたいという気持ちがあるのです。そうしたあたりがどの程度許されるのかということ、本音として聞きたいところかなと思います。委員の方からも他にあれば。

住田 基本的なところで申し訳ないのですが、募集に当たっては、維持管理費等の今のコミュニティセンターの金額とかを出されるということなのですが、大雑

把で結構ですので、今の時点で、もしお分かりでしたら、例えば1億円ぐらいから数千万円ぐらいのところもありますが、だいたいどれぐらいの維持管理費でどのぐらいが人件費かということが分かりますか。

事務局 逆に言いますと、人件費の積算につきましては、先ほどの考え方、本館に常時2名、高齢者ふれあいサロンに常時1名以上という考え方でして、センターの開所時間はどこも同じですので、人件費の部分についてはほとんど同じです。その額がいくらかというのは、今後、この維持管理費のデータを元にそれぞれの応募団体等が考えていただくことになると思うのですけれども、標準的な本館2名、高齢者ふれあいサロン1名というようなところだと、私どもの積算と致しましては、約1,200万円というような人件費を予定しております。そうしますと、それを除いたものが、光熱水費や修繕費や事務費等になるということでございます。その中で、光熱水費や保守点検等の費用などが施設によって違うということから、これだけでこぼこした金額になるということでございます。

住田 1,200万円は4年間ですか。

事務局 1年間です。

委員長 御意見もいろいろあるかと思うのですが、具体的に募集要項に書き入れるべき内容等があれば委員の方からお願いしたいのですが。一つ出ているのは、市民活動総合センターとの関係のところを、もう少し応募される団体の方達に分かりやすいように一言加えていただければということですが、それ以外に何かありますか。

大西 京都市の会計規則に沿った会計処理ですよ。今6箇所でNPO法人が受けておられるというところで、会計能力と言うんですかね、NPO法人が京都市の会計規則に則った処理を難なくやっているという感じがしますかね。違和感と言いますか、NPO会計と京都市の会計とではいろいろなところでそぐわないと言いますか、ぴったりこないところがあるかと思うのですが、会計の処理能力というのが、結構問われる場面が出てくるというふうに思うのですけれども、現在はどのような感じでイメージと言いますか、想定されるところというのは具体的にはどのような感じなのでしょう。

事務局 京都市との関係での会計処理ですと、現在では貸館等の受付の業務を委託しているということございまして、委託に対して精算し、剰余金が生じれば返していただくという仕組みで、経費については証拠書類を揃えていただくというようなことになりますので、京都市との関係での会計処理という部分ではさほど難しくはないと思います。今後につきましても、指定管理料の支払いや、市民活動活性化事業の委託契約とそれに伴う支出、精算等がありますが、それに関してはさほど難しくはないと思いますが、むしろ指定管理料全体の中で、今後は維持管理等も行っていくますから、その辺りの予算組みをどのようにしていくとか、なかなか1年目の施設ですから、当初の想定どおりにはいかないか

もしもありませんので、予算の流用とか、見直しとか、どういう仕組みでどういう段階で行うとか、そういうところが今後問われていく部分かと思います。それと細かい話で言いますと、使用料を収入する手続につきましては、京都市が定めた会計規則の手順に従って納めていただくということになりますが、指定管理者には、京都市の方からやり方を指示致しますので、きちんとやっていただければそれほど難しい処理ではないのかなと思います。

斎藤 市民活動活性化事業のところですけども、性格上どういうふうにかをもう一度確認したいので質問したいのですが、これまでの歴史的な経過も踏まえて、全市民的施設にしていくということが謳っておられて、ただ地域密着型のというようなところもあるのではないのかなと思うのですが、表現上は、事業の対象範囲が中学校区以上になっていて、より広く市民の参加が得られるように努めるというようになっているのですが、地域密着型というところをむしろ押した方がよいのではないかと個人的には思っていて、そんなに自分が住んでいるところ以外の地区を詳しく知っているわけではないのですが、結構区が重なって、同じ区にセンターがいくつかあるところもありますよね。そういうところでは、事業が重なってしまう、センターごとで市民活動活性化事業が重なることもありうるのかなと思うのですが、むしろ地域に根ざして市民活動活性化事業をしてもらうという方がコンセプトとしては分かりやすいのではないのかなと思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

事務局 どの範囲で地域に根ざしていくかということについては、それぞれの地域性とか考え方もいろいろあると思います。ただ、市民活動活性化事業について、別途支出を致します市民活動活性化事業委託料を用いて行う事業については、特定の地域だけの事業ということにはならないように、概ね中学校区以上の範囲に参加を求めるように努めるものとするということにさせていただいているところです。もちろん、中味によっては、そんなに遠いところからは来れないというものも現実にはあろうかと思いますが、常にそれぐらいのものを視野に入れた事業について、別途委託料を支払うものについては想定していきたいということでございます。

事務局 確かに贅沢なお願いなのですけども、両面ありまして、ある意味、地域に根ざしたこれまでの取組の実績を活かしていくという側面と広域的に広げていってほしいという側面とこの両面がほしいという考えがございます。例えば、既に実施されているケースですが、崇仁という下京区のコミュニティセンターですけども、そこで従前から行われていた夏祭りという事業を、隣接している区域の南区の団体と一緒にジョイントして事業を広げたというような実績がございまして、そういったものを一つのモデルにしていったらどうかとイメージしています。

委員長 どうですか。もうそろそろ結構な時間になってきたと思うのですが。滋野委員はいかがですか。

滋野 だいぶ議論が出てきたところで、少しかぶるところもあるかと思うのですが、例えば、指定管理者が行う業務内容及びその基準ということで、3つのコンセプトとして交流、協働、進化に基づいて、例えばこんな考え方でこういう事業をやってくださいねということで意味合いを付けているかと思うのですが、おそらく当面は貸館がメインになるのではないかという説明をされたかと思うのですが、やはりNPOには特別の目的のミッションに沿った活動をされているので、当然何かしらのテーマを掲げてくるところがあるのではないかと思うのですが、必ずしも中間支援NPOばかりではないので。そういう場合は、いわゆる市民活動総合センターのランチ機能等との兼ね合いの中で、そういったことを行うことが可能なかどうかお聞きできますか。

事務局 NPOとして取り組む事業と指定管理者として取り組む事業との兼ね合いの問題かと思いますので、この施設の設置趣旨、指定管理者として行う事業、指定管理者として行っていただく事業というのは、結局基本的には京都市として実施する事業ということになりますので、京都市が設置する施設の設置趣旨に相応しい事業かどうかという内容によって判断していくということになるかと思いますので、内容がそこに共通するものであれば、指定管理者になることによって、NPOであると同時に指定管理者の事業としても同時に実施することもできるという、NPOにとってはそういうメリットがあるかもしれません。

事務局 それと冒頭申し上げましたように、この施設はそれぞれ特色ある施設に進化していったほしいという思いがございまして、例えば交流という事業一つをとらまえても、NPOが持っておられるテーマと言いますか、例えば、文化を切り口に、福祉を切り口に展開するとか、そういったテーマの取組というのは反映できると思います。

委員長 いろんな歴史があったで、ようやく今ここに至っているというエッジのところなので、いろんなところもまだあるのではないかと思うのですが、とりあえずはやってみるしかないというところでしょうね。先ほど進化ということが一つのキーワードとして出ているということが御説明としてありましたが新川教授やリムボン教授が総点検委員会の中でいろいろ総括されて、その上に立って、条例も変わって、指定管理者を選ぶところまで来ているわけなんですよね。我々もそうしたこれまでの議論をできるだけ踏まえて、選定作業に入っていきたいと思います。とりあえず、今日のところは、我々その辺を確認して、そして市民活動総合センターとの関係性のところを募集要項の中で一言加えていただくというところが、具体的な修正点かと思います。あとは積算等も御説明いただきましたので、だいたい我々も理解できたかと思います。その他、後から気が付いたようなところがありましたら、事務局の方と調整してやっていきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、原案に先ほどの点の修正を加えまして、チェックさせていただきまして、進めさせていただきたいと思います。事務局はそれでよろしいでしょうか。

事務局 それで問題はございません。

委員長 それでは、今日は第1回ということでございましたけれども、今後の進め方につきまして、御説明いただきたいと思います。

事務局 ありがとうございます。ただ今、委員長にまとめていただきました方向に沿って、早急に修正案を用意させていただきまして御確認をいただきましたうえで、近日中に募集要項を決定し、できるだけ早く募集を始めたいと考えております。募集期間につきましては、1箇月ということでございますので、次回は、応募いただいた内容に基づきまして、12月以降で、1回ないし2回の選定委員会を開催し、審査をお願いすることになるだろうと思います。具体的な日程につきましては、後日、調整させていただきますので、よろしくお願い致します。

なお、次回以降の委員会におきましては、提出された書類に基づき、具体的な審査をお願いすることになるため、委員会設置要綱第7条に基づきまして、委員会は非公開とさせていただきたいと思いますので、あらかじめ御了承をお願い致します。

委員長 どうもありがとうございます。とりあえず、修正いただいたものが公示されて、1箇月間の応募期間があって、我々の審査に入る。だいたい年内には審査に入っていくということですね。何かこの点について、御質問はありますか。

住田 プレゼンテーションの機会はありますか。

事務局 プレゼンテーションにつきましても、応募の状況等を踏まえまして、また委員会の開催までに御相談をさせていただきまして、プレゼンテーションをどうするかということも決めていきたいと思っております。そういう意味で、選定委員会を1回ないし、2回としているところでございます。

委員長 是非という声もありますので、できましたらプレゼンテーションを聞かせていただいて、特に複数応募があった場合に、我々も聞かせていただいた方が、比較検討をしやすいのではないかと思います。それでは、最後に事務局から何かありますか。

事務局 本日は、本当に御熱心な御議論、また貴重な御意見、御提案をいただきありがとうございます。特に、市民活動総合センターとの関係性につきまして、いろいろ御指摘いただきましてありがとうございます。その関係性につきましては、募集要項の中でも修正させていただきたいと思います。また、先ほども御説明しましたように、このいきいき市民活動センターにつきましては、平成23年4月から指定管理者制度により運営して参りたいと考えておりまして、先程申し上げましたような非常に厳しい日程で、委員の皆様には御迷惑をお掛けすることとなりますけれども、事務局と致しましても、できる限り円滑な進捗に努めて参りますので、よろしくお願い致します。それでは、本日は、誠にあ

りがとうございました。

委員長 最後にひとこと。本当に地域のいろんな方たち、それこそ進化というのですか、地域を良くしたいという方たちが手を挙げられるかと思いますので、この申請書を見ますと、タフなと言いますか、我々見るほうも大変ですが、つくる方の人たちはもっと大変だと思いますので、その辺は事務局も暖かくフォローしてあげていただきたいと思います。

それでは、長時間にわたり、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。これで、本日の「第1回京都市いきいき市民活動センター指定管理者選定委員会」を終わりにしたいと思います。どうも、ありがとうございました。